

大和市公告第53号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく大和市資金不足比率を別紙のとおり公表する。

令和元年8月28日

大和市長 大 木 哲

平成30年度決算に基づく大和市資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	— (20)
病院事業会計	— (20)

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」と記載している。
- 2 括弧内の数値は、大和市の経営健全化基準である。